

【国指定鳥獣保護区】

同宇77番地と国有未開地との境界線の交点に至り、同所から国有未開地の境界線を南進し同宇17番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同宇20番地と国有未開地との境界線との交点に至り、同所から国有未開地の境界線を南西に進み同宇1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同宇9番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同宇8番地の境界線に至り、同所から同境界線を東進し宇チライカリベツ29番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同宇28番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同宇29番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同宇26番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同宇27番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み宇別寒辺牛7番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み宇神岩62番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同宇63番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同宇30番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同番地の南西端に至り、同所から同所から真南を見透した線を南進し起点に至る線に囲まれた区域（国道44号の道路敷地の区域を除く。）、厚岸郡厚岸町宇若松4番地と宇トライベツ495番地との境界線とトライベツ川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み同川左岸から南に300mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を西進し宇若松3番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の西端に至り、同所から同所と国有林201林班口小班の東端とを結ぶ直線を南西に進み同小班の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を北西に進み国有林312林班口小班と同林班口小班との境界線との交点に至り、同所から真南を見透した線を南進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し起点に至る線に囲まれた区域、川上郡標茶町及び厚岸郡厚岸町に所在する根釧西部森林管理署管内国有林201林班り小班、ロ小班及びピロ1小班（202林班ニ2小班に隣接する201ロ小班の南側境界線以南の国有林道PP第4支線沿いの区間を除く。）、202林班ニ2小班及びニ2小班、203林班ハ小班、204林班ハ小班、205林班ニ2小班、206林班ハ小班、207林班ハ小班、208林班ハ小班、210林班ト小班及びト2小班、211林班ハ小班及びハ2小班、212林班ロ小班、213林班ニ2小班、214林班ニ2小班、218林班ロ小班、224林班ハ小班、225林班ニ2小班、226林班ハ小班、228林班ハ小班、229林班ハ小班、232林班ロ小班、233林班ハ小班、234林班お1小班及びハ小班、236林班と小班及びピロからトまでの各小班、312林班ロ小班並びに313林班ロ小班的区域並びにこれらの区域内の林道の区域、厚岸郡厚岸町宇サンヌシ31-5番地の南東端を起点とし、同所から同番地の境界線を西進し同宇42番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同宇49番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しサンヌシ50番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し大別川河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を東進し国道44号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域、川上郡標茶町宇チャンベツ16-2番地南端と厚岸町と標茶町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北進し同宇17番地の西側境界線を延長した線との交点に至り、同所から同線を北進し同番地の南端に至り、同所から同番地の境界線を北進し同宇15-1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同宇16-2番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域、根釧西部森林管理署管内国有林213林班ニ2小班的境界線と川上郡標茶町宇チャンベツ16-3番地の南側境界線を延長した線との交点を起点とし、同所から同延長線を南進し同番地に至り、同所から同番地の境界線を南進し国有林225林班ニ2小班的境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域、厚岸郡浜中町宇藁散布の藁散布橋の西側境界線と藁散布沼汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を西進し宇藁散布256番地の北端から方位0度方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を南進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同宇260番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同宇262番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同宇263番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同宇264番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同宇265番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を西進し藁散布界川の中心界との交点に至り、同所から同中心界を北進し藁散布川を中心界との交点に至り、同所から同川を北進し道有林釧路管理区49林班9小班的南端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同小班の境界線に至り、同所から道有林の境界線を北東に進み同宇254番地と同宇253番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を東進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を北進し藁散布橋に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域、厚岸郡浜中町宇火散布の火散布橋の北西側境界線と火散布沼汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み宇火散布347番地の西端から方位0度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を南進し道有林釧路管理区49林班9小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み民有林2班4小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を南東に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を北進し道有林45林班20小班的北側境界線を延長した線との交点に至り、同所から同線を北西に進み民有林2林班14小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し道有林45林班22小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し民有林2林班15小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み道有林43林班1小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同1小班と同宇325番地との境界線との交点に至り、同所から同所から方位180度の方向に引いた直線を南進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を東進し同宇322番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同宇323番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を南進し宇北の沢47番地の西端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北進し同宇49番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同宇48番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し道有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し火散布3番地と同宇4番地との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を南西に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み火散布橋との交点に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域、厚

岸郡浜中町の道道琵琶瀬茶内停車場線の南側道路敷地界と琵琶瀬川右岸河川敷地界との交点を起点とし、同所から同河川敷地界を北進し宇六番沢6022番地の境界線との交点に至り、同所から同線を北進し宇霧多布湿原9000番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し大沼の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を北東に進み同宇6008-15番地との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み若山沼の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を北西に進み同宇2番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み新川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し同川右岸と宇新川38番地の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同番地の南端に至り、同所から宇新川と宇新川西1丁目との境界線を北西に進み宇新川西1丁目145番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み道道別海岸線の道路敷地界から西に100mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し宇仲の浜117番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道霧多布厚岸線の道路敷地界から西に100mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し同宇121番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し泥川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南進し琵琶瀬川の平均海面時の海岸線に至り、同所から同海岸線を北進し宇湯沸506番地の北端から方位270度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を東進し同番地の北端に至り、同所から同所と同宇9000番地の北西端とを結ぶ直線を北東に進み同番地の北西端に至り、同所から同所から方位0度の方向に引いた直線を北進し霧多布島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東進し同島の南東端に至り、同所から同所と嶮暮帰島の北東端とを結ぶ直線を南西に進み同島の北東端に至り、同所から同島の海岸線を南進し同島の南西端に至り、同所から方位270度の方向に引いた線と西進し宇琵琶瀬の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し宇琵琶瀬738-1番地の南端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道別海岸線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し琵琶瀬718番地の南西端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し宇霧多布湿原19番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同宇17番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同宇20番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同境界線と同宇10番地の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同宇9番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み宇四番沢185番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同宇186番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を北西に進み町道三番沢道路の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北東に進み道道琵琶瀬茶内停車場線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し起点に至る線に囲まれた区域並びに霧多布島及び嶮暮帰島の海岸線から沖合500m以内にある岩礁 [特保]厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区のうち、以下の区域及び水域を除いた区域

北海道厚岸郡厚岸町内の私有地の区域（厚岸町宇別寒辺牛1番から8番までの区域を除く。）、同町宇別寒辺牛の糸魚沢林道敷地の区域、川上郡標茶町の区域、J R根室本線線路用地の区域、J R根室本線線路用地界以北に位置する国道44号の中央線から南側に100mの幅を置いて引いた線と国道44号の北側道路敷地界から北側に100mの幅を置いて引いた線との間の区域及び道道上風連大別線の道路敷地の区域、厚岸郡厚岸町宇東梅31-348番地と同宇31-349番地との境界線を延長した線と厚岸湖の汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み厚岸大橋に至り、同所から同橋を北進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を東進し町道港町西5の中央線を延長した線との交点に至る線から沖合100m以内の水域、町道港町西5の中央線を延長した線と同汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み宇住の江町1丁目60番地と63番地との境界線を延長した線との交点に至る線から沖合200m以内の水域及び同宇1丁目60番地と63番地との境界線を湖面側に延長した線と同汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北進し町道住の江町6号線の中央線を延長した線との交点に至る線から沖合100m以内の水域、厚岸郡厚岸町宇若松4番地と宇トライベツ495番地との境界線とトライベツ川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み同川左岸から南に300mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を西進し宇若松3番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の西端に至り、同所から同所と国有林201林班口小班の東端とを結ぶ線を南西に進み同小班の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を北西に進み国有林312林班口小班と同林班口小班との境界線との交点に至り、同所から真南を見透した線を南進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し起点に至る線に囲まれた区域、川上郡標茶町及び厚岸郡厚岸町に所在する根釧西部森林管理署管内国有林201林班り小班、ロ小班（202林班ニ2小班に隣接する区域を除く。）、及びロ1小班、202林班ニ2小班、203林班ハ小班、204林班ハ小班、205林班ニ2小班、206林班ハ小班、207林班ハ小班、208林班ハ小班、210林班ト2小班、211林班ハ2小班、212林班ロ小班、213林班ニ2小班、214林班ニ2小班、218林班ト小班、224林班ハ小班、225林班ニ2小班、226林班ハ小班、228林班ハ小班、229林班ハ小班、232林班ロ小班、233林班ハ小班、234林班お1小班及びハ小班、236林班と小班及びピロからトまでの各小班312林班ロ小班並びに313林班ロ小班的区域並びにこれらの区域内の林道の区域、厚岸郡厚岸町宇サンヌシ31-5番地の南東端を起点とし、同所から同番地の境界線を西進し同宇42番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同宇49番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しサンヌシ50番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し大別川河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を東進し国道44号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域、厚岸郡浜中町宇藁散布203-12番地と同宇190-2番地とを結んだ線より東側の区域、厚岸郡浜中町宇火散布11番地の西端から方位261度の方向に引いた直線より南側の区域、道道琵琶瀬茶内停車場線道路敷地の区域、厚岸郡浜中町宇仲の浜120番地と同宇121番地との境界線と泥川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を南進し海岸線に至り、同所から同海岸線を北進し宇湯沸506番地の北端から方位210度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を東進し同番地の北端に至り、同所から同所と同宇9000番地の北西端とを結ぶ直線を北東に進み同番地の北端に至